

議案第132号

さいたま市介護保険条例及びさいたま市後期高齢者医療に関する条例の一部を
改正する条例の制定について

さいたま市介護保険条例及びさいたま市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正
する条例を次のように定める。

平成25年9月4日提出

さいたま市長 清水 勇 人

さいたま市介護保険条例及びさいたま市後期高齢者医療に関する条例の一部を
改正する条例

(さいたま市介護保険条例の一部改正)

第1条 さいたま市介護保険条例（平成13年さいたま市条例第186号）の一部を
次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあつては「改正部分」と、
改正後の欄にあつては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を
当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
附 則 (延滞金の特例) 第7条 [略] 2 当分の間、第7条第1項に規定する延滞金額の <u>年14.6パーセントの割合及び年7.3パー セントの割合は、同項の規定にかかわらず、各年の 特例基準割合（当該年の前年に租税特別措置法（ 昭和32年法律第26号）第93条第2項の規定 により告示された割合に年1パーセントの割合を 加算した割合をいう。以下この項において同じ。 ）が年7.3パーセントの割合に満たない場合に は、その年（以下この項において「特例基準割合 適用年」という。）中においては、年14.6パ ーセントの割合にあつては当該特例基準割合適用 年における特例基準割合に年7.3パーセントの 割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの 割合にあつては当該特例基準割合に年1パーセン</u>	附 則 (延滞金の特例) 第7条 [略] 2 当分の間、第7条第1項に規定する延滞金額の 年7.3パーセントの割合は、同項の規定にかか わらず、各年の特例基準割合（各年の前年の11 月30日を経過する時における日本銀行法（平成 9年法律第89号）第15条第1項第1号の規定 により定められる商業手形の基準割引率に年4パ ーセントの割合を加算した割合をいう。）が年7 .3パーセントの割合に満たない場合には、その 年中においては、 <u>当該特例基準割合（当該割合に 0.1パーセント未満の端数があるときは、これ を切り捨てる。）</u> とする。

トの割合を加算した割合（当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合）とする。	
3 [略]	3 [略]

（さいたま市後期高齢者医療に関する条例の一部改正）

第2条 さいたま市後期高齢者医療に関する条例（平成20年さいたま市条例第13号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>（延滞金）</p> <p>第7条 [略]</p> <p>2～4 [略]</p> <p>5 市長は、被保険者及び連帯納付義務者が納期限までに保険料を納付しなかったことについてやむを得ない理由があると認める場合においては、<u>第1項の延滞金額を減額し、又は免除することができる。</u></p> <p style="text-align: center;">附 則</p> <p>1～4 [略]</p> <p>（延滞金の割合の特例）</p> <p>5 当分の間、第7条第1項に規定する<u>延滞金額の年14.6パーセントの割合及び年7.3パーセントの割合は、同項の規定にかかわらず、各年の特例基準割合（当該年の前年に租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第93条第2項の規定により告示された割合に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。以下この項において同じ。）が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年（以下この項において「特例基準割合適用年」という。）中においては、年14.6パーセントの割合にあっては当該特例基準割合適用年における特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあっては当該特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合（当該加算した割合が年</u></p>	<p>（延滞金）</p> <p>第7条 [略]</p> <p>2～4 [略]</p> <p>5 市長は、被保険者及び連帯納付義務者が納期限までに保険料を納付しなかったことについてやむを得ない理由があると認める場合においては、<u>同項の延滞金額を減免することができる。</u></p> <p style="text-align: center;">附 則</p> <p>1～4 [略]</p> <p>（延滞金の割合の特例）</p> <p>5 当分の間、第7条第1項に規定する<u>延滞金</u>の年7.3パーセントの割合は、同項の規定にかかわらず、各年の特例基準割合（<u>各年の前年の11月30日を経過するときにおける日本銀行法（平成9年法律第89号）第15条第1項第1号の規定により定められる商業手形の基準割引率に年4パーセントの割合を加算した割合をいう。以下この項において同じ。）が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年中においては、当該特例基準割合（当該特例基準割合に0.1パーセント未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）とする。</u></p>

7. 3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合)とする。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成26年1月1日から施行する。ただし、第2条中第7条第5項の改正は、公布の日から施行する。

(介護保険の保険料に係る延滞金に関する経過措置)

- 2 第1条の規定による改正後のさいたま市介護保険条例附則第7条第2項の規定は、延滞金のうちこの条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後の期間に対応するものについて適用し、施行日前の期間に対応するものについては、なお従前の例による。

(後期高齢者医療の保険料に係る延滞金に関する経過措置)

- 3 第2条の規定による改正後のさいたま市後期高齢者医療に関する条例附則第5項の規定は、延滞金のうち施行日以後の期間に対応するものについて適用し、施行日前の期間に対応するものについては、なお従前の例による。